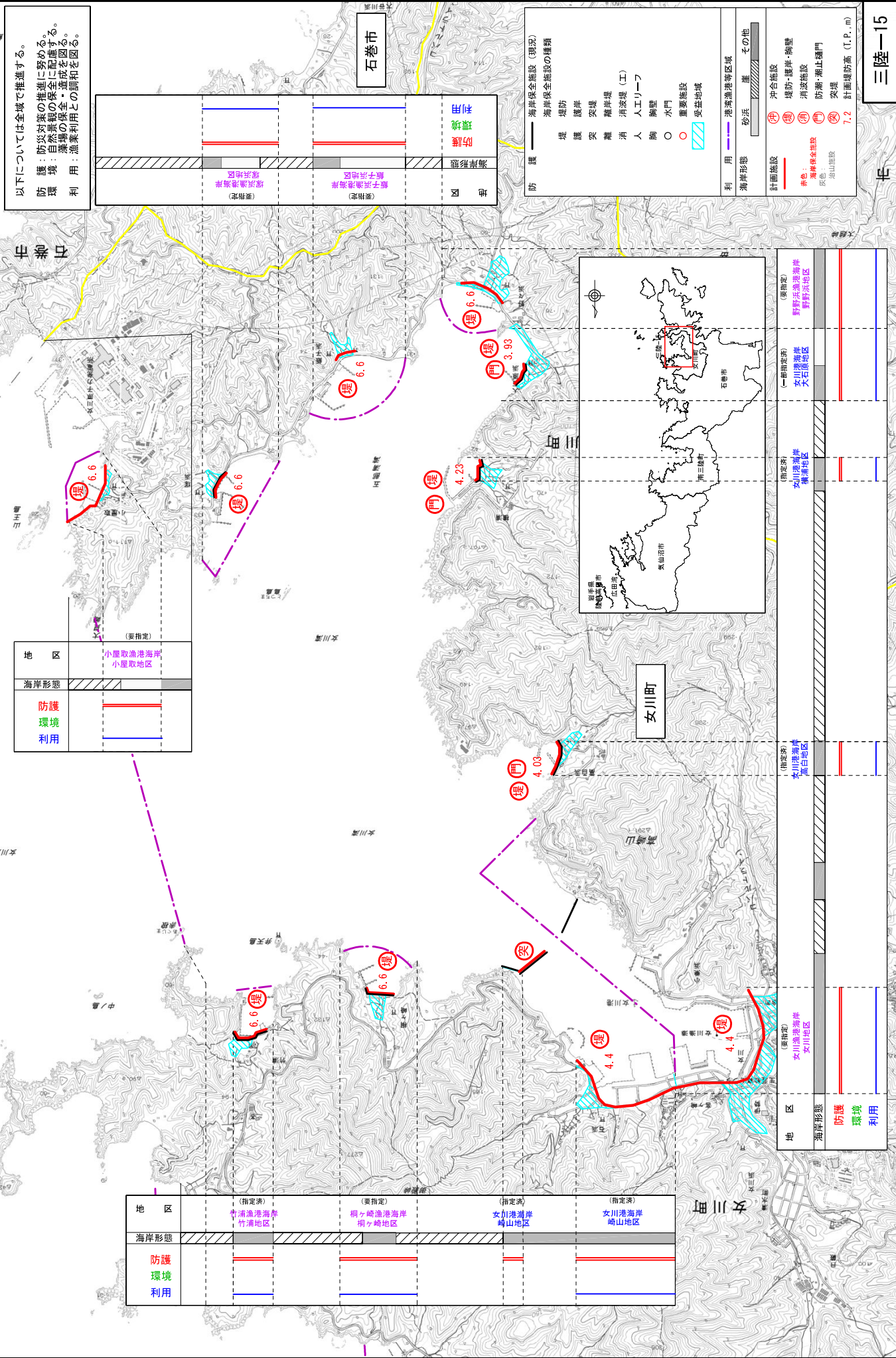


# 施設整備計画図

沿岸名  
三陸南

市町村名  
宮城県女川町

S=1:25,000  
0 500 1000 (m)



以下については全域で推進する。  
 防護：防災対策の推進に努める。  
 環境：自然景観の保全に努める。  
 利用：漁業利用との調和を図る。

地区	(要指定) 小屋取漁港海岸 小屋取地区
海岸形態	
防護	
環境	
利用	

地区	(指定済) 竹浦漁港海岸 竹浦地区	(要指定) 網ヶ崎漁港海岸 網ヶ崎地区	(指定済) 女川港海岸 崎山地区	(指定済) 女川港海岸 崎山地区
海岸形態				
防護				
環境				
利用				

地区	野田地区 野田地区 (要指定)	野田地区 野田地区 (要指定)	野田地区 野田地区 (要指定)
海岸形態			
防護			
環境			
利用			

**防護**  
 海岸保全施設(物置)  
 堤 護岸 突堤 消波堤 人工エリーフ 胸壁 水門 重要施設 保安地域

**利用**  
 海岸防衛 砂浜 その他

**計画施設**  
 沖合施設 堤防・護岸・胸壁 消波施設 防波・潮止構門 突堤

7.2 計画防護高 (T.P. m)

整備箇所整理表【三陸-15】

市町村名	ユニオン指定区域	海岸線	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	所管 (管理者)	1. 海岸の特性	2. 防波・防潮 (堤防等の高さ・基準面T.P.)			3. 海岸で特に必要な観測点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで 地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
						津波・高潮・波浪 (想定防波)	旧日田高 (想定防波)	津波・高潮・波浪 (想定防波)	津波・高潮 (想定防波)	新画定防波 計画堤防高	侵害 整備施設					
女川町	○	竹清漁港海岸 竹清地区	竹清漁港海岸 竹清地区	水産庁 (女川町)	漁施設が復旧する予定で、背後は家屋、道路が復旧する予定。新たな堤防整備が必要。	3.50 (3.50)	6.60	-	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+6.60mの胸壁を整備する。	胸壁 L=317m	●漁港施設の利用に配慮する。	●漁港施設の利用に配慮する。	●日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ●漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。		
						3.70 (-)	6.60	-	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+6.60mの胸壁を整備する。	胸壁 L=240m	●漁港施設の利用に配慮する。	●漁港施設の利用に配慮する。	●日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ●漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。		
						4.20 (4.20)	4.40	突堤 滑堤	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用との調整に配慮する。	天端高T.P.+4.40mの堤防、胸壁を整備する。	護岸 L=35m 堤防 L=335m 突堤(津波防波堤) L=392 滑堤 L=70m	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用との調整に配慮する。	天端高T.P.+4.40mの堤防、胸壁を整備する。	堤防 L=630m 胸壁 L=470m	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用との調整に配慮する。	●日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ●漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。
						4.41 (-)	4.40	-	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+4.40mの堤防、胸壁を整備する。	堤防 L=630m 胸壁 L=470m	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用との調整に配慮する。	天端高T.P.+4.40mの堤防、胸壁を整備する。	堤防 L=630m 胸壁 L=470m	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用との調整に配慮する。	●日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ●漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。
						4.03 (4.03)	-	4.03	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用との調整に配慮する。	天端高T.P.+4.03mの堤防、胸壁を整備する。	堤防 L=630m 胸壁 L=470m	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用との調整に配慮する。	天端高T.P.+4.03mの堤防、胸壁を整備する。	堤防 L=630m 胸壁 L=470m	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用との調整に配慮する。	●日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ●漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。
						4.23 (4.23)	-	4.23	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用との調整に配慮する。	天端高T.P.+4.23mの堤防、胸壁を整備する。	堤防 L=630m 胸壁 L=470m	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用との調整に配慮する。	天端高T.P.+4.23mの堤防、胸壁を整備する。	堤防 L=630m 胸壁 L=470m	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用との調整に配慮する。	●日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ●漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。
						3.93 (3.93)	-	3.93	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用との調整に配慮する。	天端高T.P.+3.93mの堤防、胸壁を整備する。	堤防 L=630m 胸壁 L=470m	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用との調整に配慮する。	天端高T.P.+3.93mの堤防、胸壁を整備する。	堤防 L=630m 胸壁 L=470m	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用との調整に配慮する。	●日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ●漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。
						4.90 (-)	6.60	-	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+6.60mの胸壁を整備する。	胸壁 L=170m	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+6.60mの胸壁を整備する。	胸壁 L=170m	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	●日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ●漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。
						4.30 (-)	6.60	-	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+6.60mの胸壁を整備する。	胸壁 L=190m	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+6.60mの胸壁を整備する。	胸壁 L=190m	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	●日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ●漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。
						2.90 (-)	6.60	-	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+6.60mの胸壁を整備する。	胸壁 L=110m	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+6.60mの胸壁を整備する。	胸壁 L=110m	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	●日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ●漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。
						-	6.60	-	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+6.60mの胸壁を整備する。	胸壁 L=110m	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+6.60mの胸壁を整備する。	胸壁 L=110m	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	●日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ●漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。

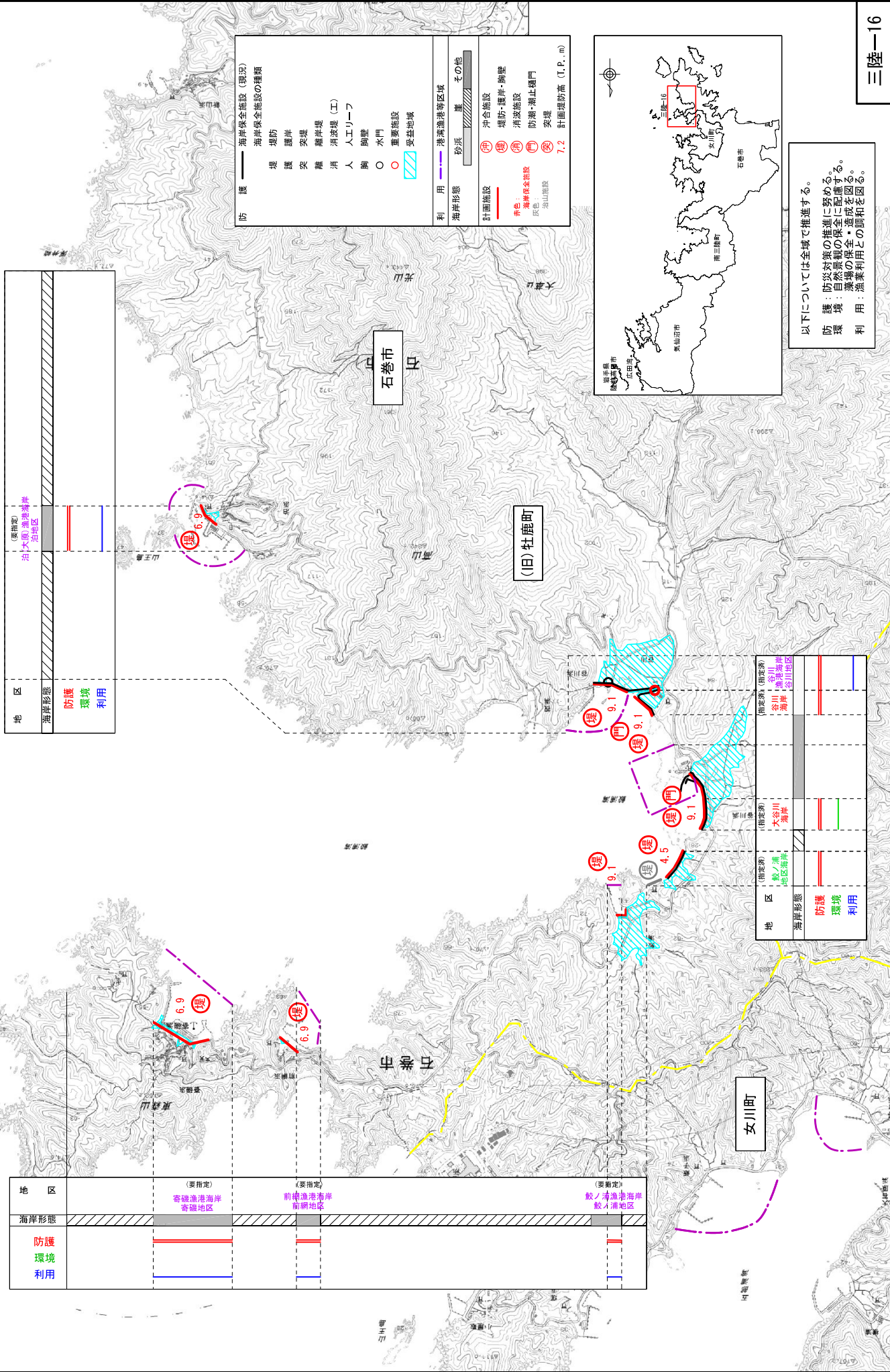
防波対応: ●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、  
環境: △既守点対策  
△既守点対策  
環境対応: ◎  
利用対応: □

# 施設整備計画図

沿岸名  
三陸南

市町村名  
宮城県石巻市

S=1:25,000



地区	(要指定) 寄磯漁港海岸 寄磯地区	(要指定) 前崎漁港海岸 前崎地区	(要指定) 鮫ノ浦漁港海岸 鮫ノ浦地区
海岸形態			
防護	■■■■	■■■■	■■■■
環境	■■■■	■■■■	■■■■
利用	■■■■	■■■■	■■■■

地区	(指定済) 鮫ノ浦地区海岸	(指定済) 大谷川 海岸	(指定済) 釜川 海岸	(指定済) 釜川 海岸	(指定済) 釜川 海岸	(指定済) 釜川 海岸
海岸形態						
防護	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
環境	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
利用	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■

地区	(要指定) 油ノ木(原)海岸海岸 沿地区
海岸形態	
防護	■■■■
環境	■■■■
利用	■■■■

**防 護**

海岸保全施設(現況)

- 堤防
- 護岸
- 突堤
- 離岸堤
- 消波堤(工)
- 人工リーフ
- 胸壁
- 水門
- 重要施設
- 受益地域

**利 用**

海岸形態

- 砂浜
- その他

**計画施設**

- 沖合施設
- 堤防・護岸・胸壁
- 消波施設
- 防潮・潮止構門
- 突堤
- 計画堤防高 (I.P.m) 7.2

赤色：海岸保全施設  
灰色：治山施設

以下については全域で推進する。  
**防護**：防災対策の推進に努める。  
**環境**：自然景観の保全に配慮する。  
**利用**：漁業利用との調和を図る。

整備箇所整理表【三陸-16】

市町村名	海岸線全区指定	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	所管 (管理者)	1.海岸の特性	2 防波水準 (堤防等の高さ・高潮)		3 海岸で特に必要な観測点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
					津波・高潮・波浪 (旧計画高 (現況施設高))	津波・高潮・波浪 (新計画高 (防波施設高))	侵害	防波	環境					
三陸 県 東 部	○	琴浦漁港海岸 琴浦地区	水産庁 (宮城県)	漁港が整備され、事後に造成加工場及び漁具倉庫等が分布する。新たな堤防整備が必要。	(-)	6.90	-	○	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高TP+6.90mの堤防を整備する。	堤防 L=720m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の即時点検及び5年に1回の程度定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。	
	○	取船漁港海岸 取船地区	水産庁 (石巻市)	漁港が整備され、事後に水産関連施設が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	(-)	6.90	-	○	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高TP+6.90mの堤防を整備する。	堤防 L=160m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の即時点検及び5年に1回の程度定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。	
	○	鮎ノ浦漁港海岸 鮎ノ浦地区	水産庁 (石巻市)	漁港施設、産産庫からなり、背後は農地、水産関連施設が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	4.41 (-)	9.10	-	○	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高TP+9.10mの堤防を整備する。	堤防 L=380m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の即時点検及び5年に1回の程度定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。	
	○	鮎ノ浦地区海岸	農村振興局 (宮城県)	砂浜海岸で、背後地は農地である。	4.50 (4.50)	-	4.50	●	○侵食に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高TP+4.50mの護岸を整備する。	護岸 L=92m		・日常巡視、台風や地震等の発生後の即時点検及び5年に1回の程度定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・砂浜の地形劣化状況など留意・洗掘状況に留意する。	
	○	大谷川海岸	水管理 国土保全局 (宮城県)	砂浜海岸で、背後は道路、家屋が分布していた。小浜川の流入がある。背後の道路は防災集約転送集落へのアクセス道路となっており、防護のため新たな堤防の整備が必要。	6.40 (6.40)	9.10	-	●	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ◎砂浜環境の保全に配慮する。	天端高TP+9.10mの護岸、堤防と水門を整備する。	護岸、堤防 L=499m 水門 1基	・砂浜環境の保全に努める。 ・濠場の保全に努める。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の即時点検及び5年に1回の程度定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。	
	○	谷川海岸	水管理 国土保全局 (宮城県)	砂浜海岸で、背後に製糖漁業センター、農地、家屋が分布していた。背後の道路は防災集約転送集落へのアクセス道路となっており、防護のため新たな堤防の整備が必要。	4.50 (4.50)	9.10	-	○	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高TP+9.10mの護岸、堤防と水門を整備する。	護岸、堤防 L=929m 水門 2基		・日常巡視、台風や地震等の発生後の即時点検及び5年に1回の程度定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。	
○	谷川漁港海岸 谷川地区	水産庁 (石巻市)	漁港内に位置し、背後に道路、農地、水産関連施設が復旧予定。新たな防波堤整備が必要。	6.20 (4.35)	9.10	-	○	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高TP+9.10mの堤防、胸壁を整備する。	堤防、胸壁 L=289m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の即時点検及び5年に1回の程度定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。		
○	泊(大野)漁港海岸 泊地区	水産庁 (石巻市)	漁港内に位置し、背後に道路、農地、水産関連施設が復旧予定。新たな防波堤整備が必要。	4.40 (-)	6.90	-	○	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高TP+6.90mの堤防を整備する。	堤防 L=160m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の即時点検及び5年に1回の程度定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。		

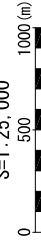
●特に配慮が必要 〇一般的な配慮が必要  
●特に配慮が必要 〇一般的な配慮が必要  
●津波対策、〇侵食などの海岸保全対策、  
防風対策、  
久保守点検等  
環境対応: ◎  
利用対応: □

# 施設整備計画図

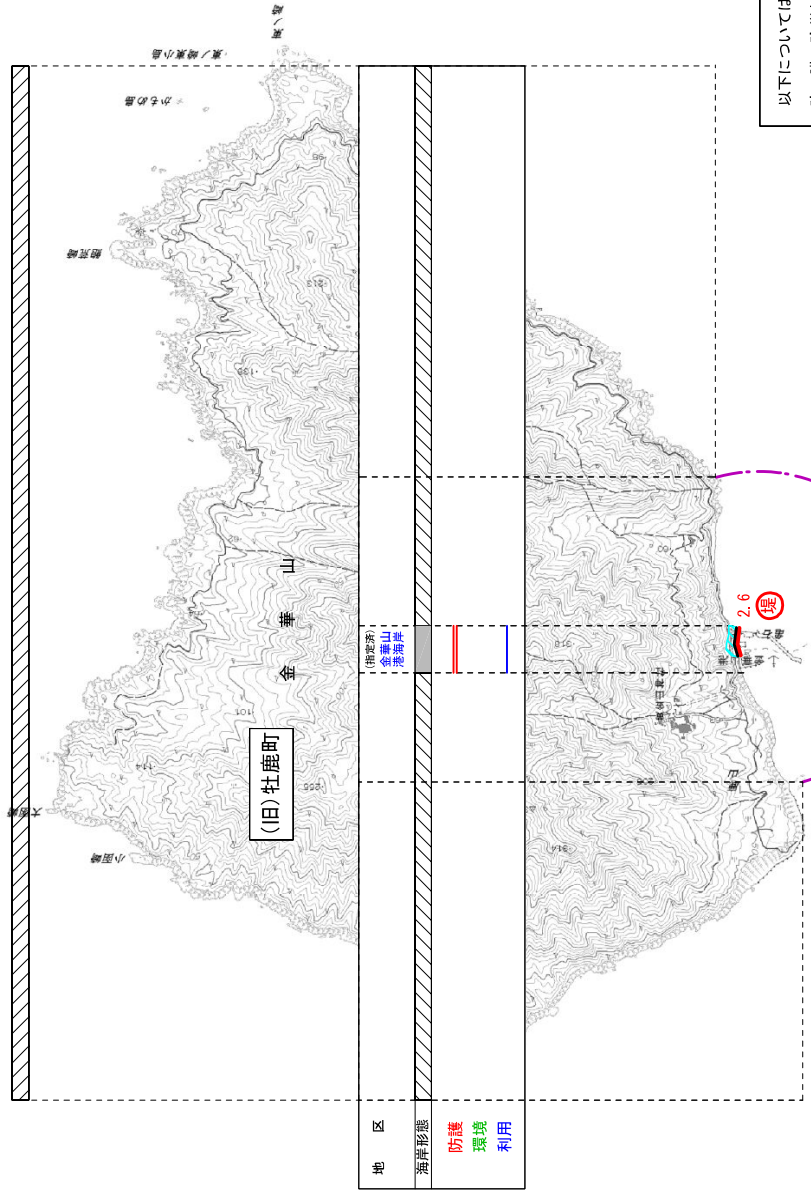
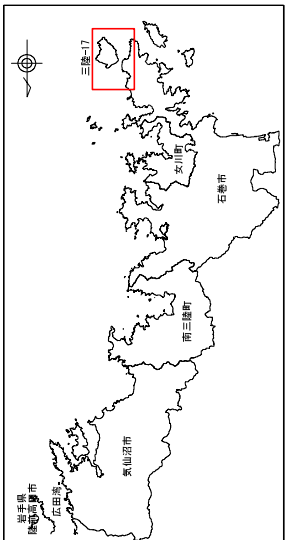
沿岸名  
三陸南

市町村名  
宮城県石巻市

S=1:25,000

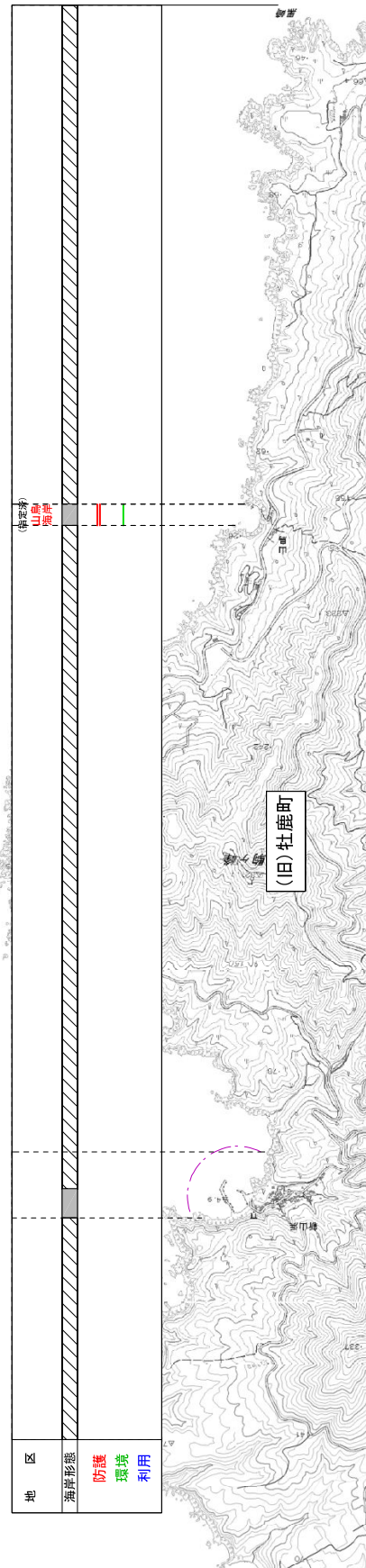


防 護	—— 海岸保全施設 (現況)
	—— 海岸保全施設の種別
	堤 防
	突 堤
	消波堤 (工)
	人 工リーフ
	胸 壁
	水 門
	○ 重要施設
	○ 受益地域
	■ 受益地域
利 用	—— 港漁漁港等区域
海岸形態	砂浜 ■ 崖 ■ その他
計画施設	—— 沖合施設
	○ 堤防・護岸・胸壁
	○ 消波施設
	○ 防潮・潮止欄門
	○ 突堤
	○ 計画堤防高 (I.P.m)
	7.2



地 区	海岸形態	防 護	環 境	利 用
-----	------	-----	-----	-----

以下については全域で推進する。  
 防 護：防災対策の推進に努める。  
 環 境：自然環境の保全に努める。  
 利 用：漁業利用との調和を図る。



地 区	海岸形態	防 護	環 境	利 用
-----	------	-----	-----	-----

整備箇所整理表【三陸一17】

市町村名	海岸保全区域指定	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	所管 (管理者)	1. 海岸の特性	2. 防風・防潮 (堤防等の高さ・基準面T.P.)		3. 海岸で特に必要な観測点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで 地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
					津波・高潮・浸蝕 目録面高 (親岸施設)	津波・高潮 新面堤防高	侵害 新面崖岸高 築港施設高	防護 津波 高潮	環境 浸食 高潮					
石巻市 田代町	○	山島海岸	水管理 国土地院 (宮城県)	砂浜、崖海岸であり、付近に遊歩道が分有する。背後にオートキャンプ場が位置している。堤防未整備。	4.50 (4.50)	-	-	●	●	△防犯に対する安全性を確保するための整備を行う。 □港利用との調整に配慮する。	海岸保全施設の適正な管理に努める。	-	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
石巻市 田代町	○	安善山港海岸 安善山港	港湾局 (宮城県)	港湾施設が整備されている。背後は道根、林地となっており、護岸整備済み。	5.10 (4.40)	-	2.00	●	●	△防犯に対する安全性を確保するための整備を行う。 □港利用との調整に配慮する。	護岸 L=12m	・港湾利用との調整に配慮する。	・護岸が整備されていることから、台風等の波浪の後に、構造物の沈下、破損に留意し、直後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

観測点: ●特に配慮が必要 △保安点検対象 ○一般的に配慮が必要  
 利用対応: ◎

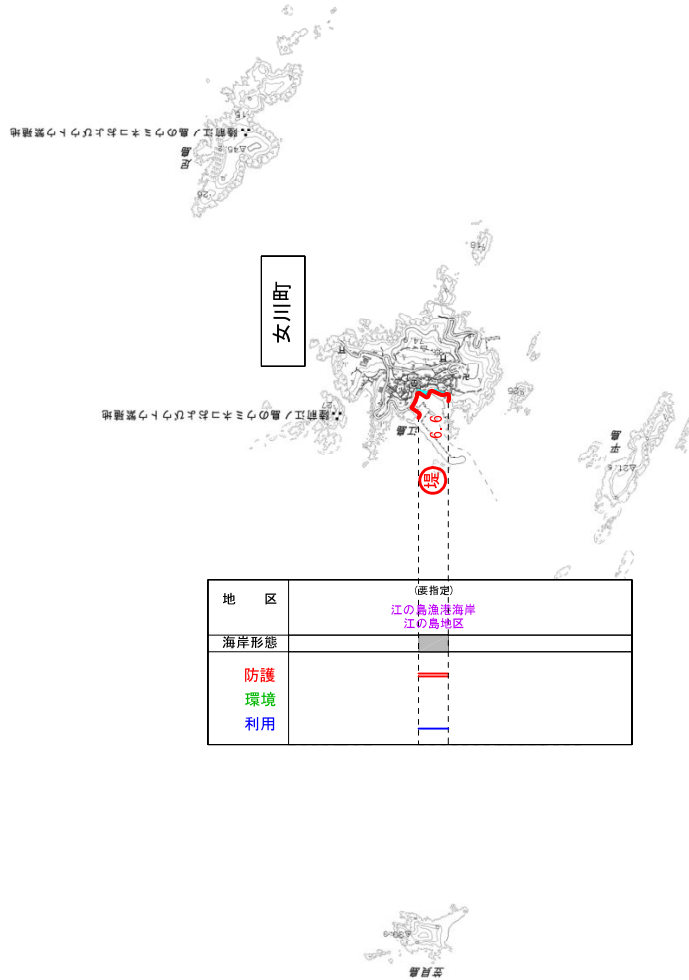
(17/18)

# 施設整備計画図

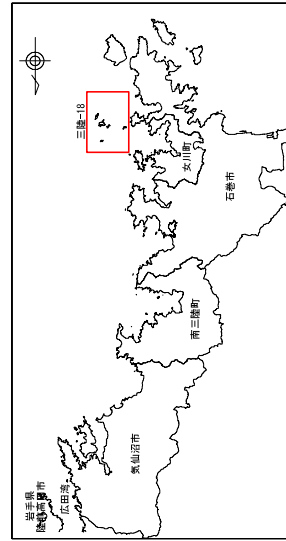
沿岸名  
三陸南

市町村名  
宮城県女川町

S=1:25,000



防護	海岸保全施設(現況) 堤防 護岸 突堤 離岸堤 消波堤(工) 人工リーフ 胸壁 水門 重要施設 受益地域
利用	港湾漁港等区域 砂浜 崖 その他
計画施設	沖合施設 堤防・護岸・胸壁 消波施設 防潮・潮止構門 突堤 計画堤防高 (I.P. m) 7.2



以下については全域で推進する。  
 防護：防災対策の推進に努める。  
 環境：自然景観の保全に配慮する。  
 利用：漁業利用との調和を図る。

整備箇所整理表【三陸-18】

市町村名	海岸保全区域指定	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	所管 (管理者)	1. 海岸の特性	3. 海岸で特に必要な観測点				5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
					津波・高潮・浸襲 1日計画高 (親岸施設設置)	2 防風水障 (堤防等の高さ・基準面T.P.) 津波・高潮 新面堤防高 新面護岸高 新面防波 築港施設名	浸食 防風 津波 高潮	環境 利用				
女川町	○	江の島海岸 江の島地区	水産庁 (女川町)	縦断(江島)に位置する。漁港は復旧する予定。背後に家屋が分布する。新たな堤防整備が必要。	1 (一)	6.60	-	● ○	天満高T.P.+6.60mの胸壁を整備する。	胸壁 L=150m	・フェリー発着所と一体となった整備計画に配慮する。 ・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

防風対応: ●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、  
△観測点後等  
環境対応: ●  
利用対応: ◎  
利用対応: □

(18/18)



別表計画事項

沿岸名	市町村名	所管	海岸名	配置		種類		受益の地域	
				区域	代表堤防高(m)	既設	計画	地域	状況
三陸南沿岸	気仙沼市	水	大沢(唐桑)漁港海岸 大沢地区	気仙沼市唐桑町港、出山、竹の袖	8.00	-	堤防、胸壁	気仙沼市の一部	住宅地、その他
		水国	荒谷前海岸	気仙沼市唐桑町荒谷前	11.30	堤防	堤防		住宅地、農用地、その他
		水	館漁港海岸 館地区	気仙沼市唐桑町館	11.30	-	堤防		住宅地
		水	岩井沢漁港海岸 岩井沢地区	気仙沼市唐桑町岩井沢	11.30	-	堤防		住宅地
		水	載鈎漁港海岸 載鈎地区	気仙沼市唐桑町載鈎	11.30	-	堤防		住宅地
		水	小田浜漁港海岸 小田浜地区	気仙沼市唐桑町小田	11.30	-	堤防		その他
		水	只越漁港海岸 只越地区	気仙沼市唐桑町只越、唯越、堂角	11.30	堤防	堤防		住宅地、その他
		水	金取漁港海岸 金取地区	気仙沼市唐桑町高石浜、只越	11.30	-	堤防		その他
		水国	福村浜海岸	気仙沼市唐桑町福村浜	4.50	護岸、胸壁、突堤	護岸、胸壁、突堤		森林
		水	石浜(唐桑)漁港海岸 石浜地区	気仙沼市唐桑町高石浜、明戸、馬場	11.30	-	堤防		住宅地、その他
		水国	後馬場海岸	気仙沼市唐桑町馬場	11.30	護岸、堤防	護岸、堤防		住宅地、農用地
		水	馬場(唐桑)漁港海岸 馬場地区	気仙沼市唐桑町馬場	11.30	-	堤防		その他
		農	中の浜地区海岸	気仙沼市唐桑町北中	4.50	護岸、突堤	護岸、突堤		農用地
		水	笹浜漁港海岸 笹浜地区	気仙沼市唐桑町小長根	11.30	-	堤防		その他
		水	滝浜(唐桑)漁港海岸 滝浜地区	気仙沼市唐桑町欠浜	11.30	-	堤防		その他
		水	小滝漁港海岸	気仙沼市唐桑町欠浜	2.50	-	護岸		森林
		水国	船尻地区海岸	気仙沼市唐桑町神の倉	4.50	護岸	護岸		農用地
		港	御崎港海岸 御崎港(下の浜地区)	気仙沼市唐桑町御崎	4.50、11.20	護岸	護岸、堤防		住宅地、農用地、森林
		港	御崎港海岸 御崎港(御崎地区)	気仙沼市唐桑町御崎	11.20	-	堤防		住宅地、農用地、森林
		水	長浜漁港海岸 長浜地区	気仙沼市唐桑町崎浜、津本	11.20	-	堤防		その他
		農	社松地区海岸	気仙沼市唐桑町津本	4.20	護岸	護岸		農用地
		水	津本漁港海岸 津本地区	気仙沼市唐桑町津本	11.20	-	堤防		住宅地
		水国	高石浜海岸	気仙沼市唐桑町松園	4.50	護岸、離岸堤	護岸、胸壁、離岸堤		農用地、森林
		水国	新浜海岸	気仙沼市唐桑町松園	-	突堤、消波堤	突堤、消波堤		-
		農	神止地区海岸	気仙沼市唐桑町中井	4.50	護岸	護岸		農用地
		水	神止浜漁港海岸 神止浜地区	気仙沼市唐桑町中井	4.50、11.20	護岸	護岸、堤防		住宅地、その他
		水	小騎漁港海岸 小騎地区	気仙沼市唐桑町小騎	9.90	-	堤防		住宅地
		水国	田の浜海岸	気仙沼市唐桑町上鶴立	4.00、9.90	護岸	護岸、堤防		住宅地、農用地、その他
		水	鶴立漁港海岸 鶴立地区	気仙沼市唐桑町鶴立	8.10	護岸	堤防		住宅地
		水国	藤浜海岸	気仙沼市唐桑町宿浦	-	離岸堤	離岸堤		-
		水	宿舞根漁港海岸 藤浜地区	気仙沼市唐桑町鶴立・宿浦	2.32、9.90	護岸	護岸、堤防		住宅地、その他
		水	宿舞根漁港海岸 宿浦地区	気仙沼市唐桑町宿浦	9.90	-	堤防		住宅地
		水	宿舞根漁港海岸 浦地区	気仙沼市唐桑町浦	2.62、9.90	護岸	護岸、堤防		住宅地、その他
		水	宿舞根漁港海岸 実吉浜地区	気仙沼市唐桑町浦	3.20	護岸	護岸		その他
		水	宿舞根漁港海岸 舞根地区	気仙沼市唐桑町東舞根、西舞根	9.90	-	堤防		その他
		水	宿舞根漁港海岸 西舞根貝浜地区	気仙沼市唐桑町西舞根	3.20	護岸	護岸		その他
		水国	西舞根貝浜海岸	気仙沼市唐桑町西舞根	3.20	護岸、消波堤	護岸、胸壁、消波堤		農用地、森林
		農	上さ房地区海岸	気仙沼市唐桑町西舞根	3.20	護岸	護岸		農用地
		水国	日向貝海岸	気仙沼市唐桑町西舞根	3.20	護岸、胸壁	護岸、胸壁		農用地、その他
		水	鶴ヶ浦漁港海岸 鶴ヶ浦地区	気仙沼市三ノ浜	2.46、7.60	護岸	護岸、堤防		住宅地、その他
		農	鶴ヶ浦地区海岸	気仙沼市三ノ浜	3.00	護岸	護岸		農用地
		港	気仙沼海岸 気仙沼港(榎ヶ浦地区)	気仙沼市二ノ浜	3.00	護岸	護岸		森林、農用地
		水	気仙沼漁港海岸 榎ヶ浦地区	気仙沼市榎ヶ浦	7.20	護岸	堤防、胸壁		その他
		港	気仙沼海岸 気仙沼港(小々汐地区)	気仙沼市小々汐	2.82、7.20	護岸	護岸		森林、農用地、その他
		水	気仙沼漁港海岸 小々汐地区	気仙沼市小々汐	2.82	護岸	堤防		その他
		水	気仙沼漁港海岸 大浦・浪板地区	気仙沼市大浦	5.00、7.20	護岸	堤防、胸壁		住宅地
		水	気仙沼漁港海岸 魚浜地区	気仙沼市魚浜町	5.00	護岸	胸壁		住宅地、商業地
水	気仙沼漁港海岸 南町地区	気仙沼市南町	5.10	-	堤防、胸壁		住宅地、商業地		
水	気仙沼漁港海岸 港町・魚市場前・潮見町地区	気仙沼市魚市場前	5.00	護岸	胸壁		住宅地、商業地		
港	気仙沼海岸 気仙沼港(朝日地区)	気仙沼市朝日町	7.20	護岸	護岸、胸壁		工業地、商業地、その他		
水	気仙沼漁港海岸 前浜地区	気仙沼市前浜	7.20	護岸	堤防		農用地		
水国	片浜海岸	気仙沼市松崎片浜	7.20	護岸	堤防		住宅地、商業地、その他		
水	松岩漁港海岸 尾崎地区	気仙沼市松崎尾崎	7.20	護岸	堤防		その他		
水	松岩漁港海岸 片浜地区	気仙沼市松崎片浜	7.20	護岸	堤防		その他		
水国	千岩田海岸	気仙沼市岩月千岩田	7.20	護岸	堤防		住宅地、農用地、その他		
水	川原漁港海岸 千岩田地区	気仙沼市岩月千岩田	7.20	護岸	堤防、胸壁		住宅地、その他		
水国	台ノ沢海岸	気仙沼市岩月台ノ沢	7.20	護岸	堤防		住宅地、農用地、その他		
水	川原漁港海岸 川原地区	気仙沼市岩月台ノ沢、最知川原	7.20	護岸	堤防、胸壁		住宅地、その他		
水国	最知海岸	気仙沼市最知、長磯	7.20	護岸、水門	堤防、水門		住宅地、農用地、その他		
水	波路上漁港海岸 波路上地区	気仙沼市長磯七半沢・浜、波路上内田・瀬向・内沼	7.20	護岸	堤防		住宅地		
水	波路上漁港海岸 崎野地区	気仙沼市波路上岩井崎	7.20	護岸	堤防		住宅地		
水	磯草漁港海岸 磯草地区	気仙沼市磯草	7.00	-	堤防		住宅地、その他		
水国	磯草海岸	気仙沼市磯草	3.00、7.00	護岸	護岸、堤防		住宅地、農用地、その他		
水	浦の浜漁港海岸 磯草地区	気仙沼市磯草	7.50	-	堤防		住宅地、その他		
水	浦の浜漁港海岸 浦の浜地区	気仙沼市浦の浜	7.50	-	堤防		住宅地、その他		
水	浦の浜漁港海岸 田尻地区	気仙沼市田尻	7.50	護岸	堤防		住宅地、農用地		
水国	高井浜大向海岸	気仙沼市浅根、大向	4.50、7.00	護岸、消波堤	護岸、堤防、消波堤		住宅地、農用地、その他		
水	要害漁港海岸 要害地区	気仙沼市要害、浅根	4.12、7.00	護岸	護岸、堤防、胸壁		住宅地、その他		
水国	中沢海岸	気仙沼市駒形、要害	4.50、7.00	護岸	護岸、堤防		住宅地、農用地、森林、その他		
水	駒形漁港海岸 駒形地区	気仙沼市駒形、横沼	7.00	護岸	堤防、胸壁		住宅地、その他		
農	横沼地区海岸	気仙沼市横沼	4.50	護岸	護岸		農用地		
水	横沼漁港海岸 横沼地区	気仙沼市横沼	5.12、7.00	護岸	護岸、堤防、胸壁		住宅地、その他		
農	田の尻地区海岸	気仙沼市中山	4.00	護岸	護岸		農用地、森林		
水	長崎漁港海岸 長崎地区	気仙沼市長崎	11.80	-	堤防		住宅地		
水国	田中浜海岸	気仙沼市外畑、廻館	-	離岸堤	離岸堤		-		
農	荒砥地区海岸	気仙沼市大初平	4.00	護岸	護岸		住宅地、農用地		
水国	十八鳴浜海岸	気仙沼市大初平	-	-	-		-		
水国	大初平海岸	気仙沼市大初平	-	-	離岸堤		-		
水国	亀山磯草海岸	気仙沼市外浜、磯草	3.20、7.00	護岸、突堤	護岸、堤防、胸壁、突堤		住宅地、農用地、森林、その他		
水	岩井崎海岸	気仙沼市波路上岩井崎	9.80	護岸	堤防		住宅地、農用地、商業地、森林、その他		
水	杉ノ下漁港海岸 杉ノ下地区	気仙沼市波路上杉ノ下、波路上明戸	9.80	護岸	堤防		その他		
水国	杉ノ下海岸	気仙沼市波路上杉ノ下	9.80	水門	水門		農用地		
水国	沖の田海岸	気仙沼市本吉町沖の田、大谷	9.80	護岸	堤防		住宅地、農用地、森林、その他		

別表計画事項

沿岸名	市町村名	所管	海岸名	配置		種類		受益の地域	
				区域	代表堤防高 (m)	既設	計画	地域	状況
三陸南沿岸	気仙沼市	水	大谷漁港海岸 大谷地区	気仙沼市本吉町大谷	9.80	-	堤防	気仙沼市の一部	住宅地、その他
		水国	大谷・沼尻海岸	気仙沼市本吉町大谷	4.20	-	護岸、消波堤		農用地、森林
		水国	大谷海岸	気仙沼市本吉町大谷	9.80	護岸、人工リーフ	堤防、人工リーフ		商業地、森林、その他
		水	日門漁港海岸 三島地区	気仙沼市本吉町三島	9.80	-	堤防		農用地、その他
		水	日門漁港海岸 日門地区	気仙沼市本吉町大谷	9.80	-	堤防		その他
		水	前浜漁港海岸 前浜地区	気仙沼市本吉町前浜	9.80	-	堤防		住宅地
		水	前浜漁港海岸 前河原地区	気仙沼市本吉町前浜	9.80	-	堤防		その他
		水	赤牛漁港海岸 赤牛地区	気仙沼市本吉町赤牛	9.80	-	堤防		住宅地、その他
		水	大沢(津谷)漁港海岸 大沢地区	気仙沼市本吉町大沢	9.80	-	堤防		住宅地、その他
		水	土台磯漁港海岸 土台磯地区	気仙沼市本吉町道外	4.52	護岸	護岸		その他
		農	登米沢地区海岸	気仙沼市本吉町道外	4.50	護岸、離岸堤	護岸、離岸堤		住宅地、農用地
		水	土台磯漁港海岸 風越地区	気仙沼市本吉町道外	9.80	-	堤防		その他
		水国	中島海岸	気仙沼市本吉町道外、中島	14.70	護岸、離岸堤、消波堤	堤防、離岸堤、消波堤		農用地、商業地、その他
		水	二十一浜漁港海岸 二十一浜地区	気仙沼市本吉町二十一浜、小浜	14.70	-	堤防		住宅地、その他
		水国	今朝磯海岸	気仙沼市本吉町今朝磯	4.20	護岸	-		-
		水	今朝磯漁港海岸 今朝磯地区	気仙沼市本吉町今朝磯	14.70	-	堤防		その他
		水	蔵内漁港海岸 蔵内地区	気仙沼市本吉町蔵内、歌生	9.80	-	堤防		住宅地、その他
		水	蔵内漁港海岸 蔵内地区	気仙沼市本吉町蔵内	9.80	-	堤防		その他
		農	草木沢地区海岸	本吉郡南三陸町歌津字浪板	4.50、9.80	護岸	護岸		農用地
		農	浪板地区海岸	本吉郡南三陸町歌津字浪板	4.50	護岸	護岸		住宅地、農用地
		水	港漁港海岸 港地区	本吉郡南三陸町歌津字港	4.62、9.80	護岸、水門	護岸、堤防、胸壁、水門		住宅地、農用地、その他
		農	田の浦地区海岸	本吉郡南三陸町歌津字田の浦	4.50	護岸	護岸		農用地
		水	田浦漁港海岸 田浦地区	本吉郡南三陸町歌津字田の浦	4.62、9.80	護岸	護岸、堤防、胸壁、水門		住宅地、農用地、その他
		農	石浜地区海岸	本吉郡南三陸町歌津字田茂川	4.50	護岸	護岸		農用地
水	石浜(歌津)漁港海岸 石浜地区	本吉郡南三陸町歌津字石浜	8.70	-	堤防、水門		住宅地、農用地、その他		
水	ばなな漁港海岸 名足地区	本吉郡南三陸町歌津字名足	8.70	護岸	護岸、堤防、胸壁、水門		住宅地、農用地、その他		
水	ばなな漁港海岸 中山地区	本吉郡南三陸町歌津字中山	8.70	護岸、離岸堤	護岸、堤防、胸壁、水門、離岸堤		住宅地、農用地、その他		
水	ばなな漁港海岸 馬場地区	本吉郡南三陸町歌津字馬場	8.70	護岸、水門	護岸、堤防、胸壁、水門		住宅地、農用地、その他		
水	泊(歌津)漁港海岸 泊浜地区	本吉郡南三陸町歌津字泊浜	8.70	護岸	堤防		住宅地		
水	泊(歌津)漁港海岸 大畑地区	本吉郡南三陸町歌津字大畑	8.70	護岸、離岸堤	堤防、離岸堤		住宅地		
水国	長須賀海岸	本吉郡南三陸町歌津字大沼、長柴	8.70	護岸、離岸堤	堤防、離岸堤		住宅地、農用地、その他		
水	稲淵漁港海岸 稲淵地区	本吉郡南三陸町歌津字稲淵	8.70	-	堤防、水門		住宅地、農用地、その他		
水国	館浜海岸	本吉郡南三陸町歌津字館浜	8.70	護岸、離岸堤	堤防、離岸堤		住宅地、農用地、その他		
水	館浜漁港海岸 館浜地区	本吉郡南三陸町歌津字館浜	8.70	-	堤防		住宅地、農用地、その他		
水	伊里前漁港海岸 管の浜地区	本吉郡南三陸町歌津字管の浜	4.62、8.70	護岸	堤防		その他		
水	伊里前漁港海岸 伊里前地区	本吉郡南三陸町歌津字伊里前	8.70	護岸	堤防		商業地、その他		
三陸南沿岸	本吉郡南三陸町	水	寄木漁港海岸 寄木地区	本吉郡南三陸町歌津字寄木	8.70	護岸	堤防、胸壁	住宅地、農用地、その他	
		水国	寄木海岸	本吉郡南三陸町歌津字砂浜、大森	4.20	-	護岸	森林	
		農	葦の浜地区海岸	本吉郡南三陸町歌津字大森	4.50	護岸	護岸	農用地	
		水国	葦の浜海岸	本吉郡南三陸町歌津字森畑	4.20	-	護岸	森林	
		水	葦浜漁港海岸 葦浜地区	本吉郡南三陸町歌津字葦浜	8.70	護岸、水門	護岸、胸壁、水門	住宅地、農用地、その他	
		農	細浦地区海岸	本吉郡南三陸町志津川字西田	3.62	護岸	護岸	農用地	
		水	細浦漁港海岸 細浦地区	本吉郡南三陸町志津川字細浦	8.70	護岸	護岸、堤防、水門	住宅地、農用地、その他	
		農	森山地区海岸	本吉郡南三陸町志津川字森山	4.50	護岸	護岸	農用地	
		農	清水地区海岸	本吉郡南三陸町志津川字権現	4.12、8.70	護岸	護岸	住宅地、農用地	
		水	清水漁港海岸 清水地区	本吉郡南三陸町志津川字清水	8.70	護岸、水門	堤防、水門	住宅地、農用地、その他	
		水国	権現海岸	本吉郡南三陸町志津川字権現	4.62	護岸、消波堤	-		-
		農	荒砥地区海岸	本吉郡南三陸町志津川字権現	3.82	護岸	護岸		農用地
		水	荒砥漁港海岸 荒砥地区	本吉郡南三陸町志津川字荒砥	4.12、8.70	護岸、水門	護岸、堤防、胸壁、水門		住宅地、農用地、その他
		水国	荒砥海岸	本吉郡南三陸町志津川字浦之沢、深田	8.70	護岸、離岸堤、消波堤	護岸、離岸堤、消波堤		住宅地、農用地、その他
		水	平磯漁港海岸 平磯地区	本吉郡南三陸町志津川字平磯	4.12、8.70	護岸、消波堤	護岸、堤防、胸壁、水門、消波堤		住宅地、農用地、その他
		水	志津川漁港海岸 大森袖浜地区	本吉郡南三陸町志津川字袖浜	8.70	護岸	堤防		その他
		水	志津川漁港海岸 大森地区	本吉郡南三陸町志津川字大森	8.70	護岸	堤防		商業地
		水	志津川漁港海岸 港町地区	本吉郡南三陸町志津川字港町	8.70	護岸	堤防		商業地
		水	志津川漁港海岸 大久保・汐見地区	本吉郡南三陸町志津川字大久保・汐見町	8.70	護岸	堤防		その他
		水	志津川漁港海岸 林地区	本吉郡南三陸町志津川字林	4.62、8.70	護岸	護岸、堤防		その他
		水国	黒崎海岸	本吉郡南三陸町志津川字黒崎	5.20、8.70	護岸	護岸、堤防		農用地、その他
		水	折立漁港海岸 折立地区	本吉郡南三陸町戸倉字折立	8.70	護岸、水門	堤防、水門		農用地、商業地、その他
		水国	戸倉海岸	本吉郡南三陸町戸倉字小涼	8.70	護岸	堤防		農用地、その他
		農	水戸辺地区海岸	本吉郡南三陸町戸倉字小浜	4.50	護岸	護岸		農用地
水	水戸辺漁港海岸 水戸辺地区	本吉郡南三陸町戸倉字水戸辺	4.42、7.30	護岸	護岸、堤防、胸壁、水門		住宅地、農用地、その他		
水国	水戸辺海岸	本吉郡南三陸町戸倉字水戸辺	7.30	護岸	堤防		農用地、その他		
水	波伝谷漁港海岸 戸倉地区	本吉郡南三陸町戸倉字戸倉	7.30	護岸	堤防		その他		
農	波伝谷地区海岸(戸倉)	本吉郡南三陸町戸倉字小浜	4.62	護岸	護岸		農用地、森林		
水	波伝谷漁港海岸 波伝谷地区	本吉郡南三陸町戸倉字波伝谷	7.30	護岸	堤防		その他		
水国	波伝谷海岸	本吉郡南三陸町戸倉字坂本、羽沢	4.50	護岸	護岸		農用地、その他		
水	津の宮漁港海岸 津の宮地区	本吉郡南三陸町戸倉字津の宮	4.12、7.30	護岸、水門	護岸、堤防、水門		住宅地、農用地、その他		
水	滝浜漁港海岸 滝浜地区	本吉郡南三陸町戸倉字滝浜	7.30	護岸、水門	堤防、水門		住宅地、農用地、その他		
農	滝浜地区海岸	本吉郡南三陸町戸倉字近東	5.12	護岸	護岸		住宅地、農用地、森林		
農	藤浜地区海岸	本吉郡南三陸町戸倉字近東	5.00	護岸	護岸		農用地、森林		
水	藤浜漁港海岸 藤浜地区	本吉郡南三陸町戸倉字藤浜	7.30	-	堤防		住宅地、農用地、その他		
水	長清水漁港海岸 長清水地区	本吉郡南三陸町戸倉字長清水	4.12、7.30	-	護岸、堤防、水門		住宅地、農用地、その他		

別表計画事項

沿岸名	市町村名	所管	海岸名	配置		種類		受益の地域					
				区域	代表堤防高(m)	既設	計画	地域	状況				
三陸南沿岸	南三陸町	水	寺浜漁港海岸 寺浜地区	本吉郡南三陸町戸倉寺浜	7.30	-	堤防	南三陸町の一部	住宅地、農用地、その他				
			寺浜地区海岸	本吉郡南三陸町戸倉寺浜	4.12、7.30	-	護岸		農用地、森林				
	石巻市	水	北上漁港海岸 大指地区	石巻市北上町十三浜	6.50	-	堤防	石巻市の一部	その他				
			北上漁港海岸 小指地区	石巻市北上町十三浜	6.50	-	堤防		農用地、その他				
			北上漁港海岸 相川地区	石巻市北上町十三浜	6.50	-	護岸		農用地、その他				
			北上漁港海岸 大室地区	石巻市北上町十三浜	6.50	-	堤防		農用地、その他				
			白浜海岸	石巻市北上町白浜	8.40	護岸、水門	堤防、水門		農用地、その他				
			長塩谷・立神海岸	石巻市北上町十三浜	8.40	護岸、水門	堤防、水門		農用地、その他				
			横須賀海岸	石巻市長面	8.40	護岸、突堤	堤防、突堤		農用地、森林、その他				
			長面漁港海岸 長面地区	石巻市長面	8.40	護岸	堤防		農用地、森林、その他				
			長面漁港海岸 尾崎地区	石巻市尾崎	2.61	護岸	護岸、胸壁		農用地、その他				
			名振漁港海岸 名振地区	石巻市雄勝町名振	8.40	護岸	堤防、胸壁		農用地、その他				
			船越漁港海岸 船越地区	石巻市雄勝町船越	2.41	護岸	護岸、胸壁		農用地、その他				
			荒漁港海岸 荒地区	石巻市雄勝町船越	8.40	護岸	堤防		農用地、その他				
			大須漁港海岸 大須地区	石巻市雄勝町大須	6.40	-	堤防		その他				
			宇島漁港海岸 宇島地区	石巻市雄勝町大須	6.40	-	堤防		農用地、その他				
			熊沢漁港海岸 熊沢地区	石巻市雄勝町熊沢	6.40	-	堤防		その他				
			羽坂漁港海岸 羽坂地区	石巻市雄勝町桑浜	6.40	-	堤防		その他				
			桑の浜漁港海岸 桑の浜地区	石巻市雄勝町桑浜	6.40	-	堤防		その他				
			雄勝港海岸 雄勝港(立浜地区)	石巻市雄勝町立浜	6.40	護岸、水門	護岸、胸壁、水門		住宅地、その他				
			雄勝港海岸 雄勝港(大浜地区)	石巻市雄勝町大浜	6.40	護岸、水門	護岸、胸壁、水門		住宅地、農用地、その他				
			小島漁港海岸 小島地区	石巻市雄勝町小島	6.40	護岸	堤防、胸壁		農用地、その他				
			雄勝港海岸 雄勝港(小島地区)	石巻市雄勝町小島	6.40	護岸	護岸		森林、その他				
			明神漁港海岸 明神地区	石巻市雄勝町明神	6.40	護岸	堤防、胸壁		農用地、その他				
			雄勝港海岸 雄勝港(伊勢畑・明神地区)	石巻市雄勝町伊勢畑	9.70	護岸、水門	護岸、水門		森林、その他				
			雄勝漁港海岸 雄勝地区	石巻市雄勝町上雄勝	9.70	護岸	堤防、胸壁		商業地、産業地、その他				
			雄勝漁港海岸 船戸地区	石巻市雄勝町船戸	9.70	護岸	堤防		産業地、その他				
			雄勝港海岸 雄勝港(唐桑地区)	石巻市雄勝町唐桑	9.70	護岸	護岸、胸壁		農用地、その他				
			水浜分浜漁港海岸 水浜分浜地区	石巻市雄勝町水浜、石巻市雄勝町分浜	3.60-2.80	護岸	堤防、胸壁		農用地、その他				
			雄勝港海岸 雄勝港(浪板地区)	石巻市雄勝町浪板	4.00	護岸、水門	堤防、水門		農用地、その他				
			三陸南沿岸	女川町	水	指ヶ浜漁港海岸 指ヶ浜地区	女川町指ヶ浜字指ヶ浜、指ヶ浜字下道		6.40	護岸	護岸	女川町の一部	森林、その他
						御前漁港海岸 御前地区	女川町御前浜字御前		6.40	護岸、離岸堤	堤防、離岸堤		森林、その他
						尾浦漁港海岸 尾浦地区	女川町尾浦、尾浦		6.40	-	胸壁		森林、その他
						出島漁港海岸 出島地区	女川町出島字出島、出島字合ノ浜		6.40	-	胸壁		森林、その他
						寺間漁港海岸 寺間地区	女川町出島字別当浜、出島字寺間		6.60	-	胸壁		森林、その他
	竹浦漁港海岸 竹浦地区	女川町竹浦字月浜、竹浦字竹浦				6.60	護岸	胸壁	森林、その他				
	桐ヶ崎漁港海岸 桐ヶ崎地区	女川町桐ヶ崎字桐ヶ崎				6.60	-	胸壁	森林、その他				
	女川港海岸 女川(崎山地区)	牡鹿郡女川町崎山				4.40	護岸、突堤、潜堤	護岸、堤防、突堤、潜堤	住宅地、商業地、その他				
	女川漁港海岸 女川地区	牡鹿郡女川町女川浜				4.40	-	堤防、胸壁	商業地、産業地、その他				
	女川港海岸 女川港(高白地区)	牡鹿郡女川町高白浜				5.80	護岸	胸壁、水門	農用地、その他				
	女川港海岸 女川港(楢浦地区)	牡鹿郡女川町楢浦				5.80	護岸	護岸、胸壁、水門	農用地、その他				
	女川港海岸 女川港(大石原地区)	牡鹿郡女川町大石原				5.80	護岸	胸壁、樋門	農用地、その他				
	野野漁港海岸 野野浜地区	女川町野々浜字野々浜、野々浜字大道				6.60	-	胸壁	森林、その他				
	飯子浜漁港海岸 飯子浜地区	女川町飯子浜字飯子				6.60	-	胸壁	森林、その他				
	塚浜漁港海岸 塚浜地区	女川町塚浜字塚浜				6.60	-	胸壁	森林、その他				
小屋取漁港海岸 小屋取地区	女川町塚浜字小屋取	6.60				-	胸壁	森林、その他					
石巻市	水	寄磯漁港海岸 寄磯地区				石巻市寄磯浜	6.90	-	堤防	石巻市の一部	産業地、その他		
		前網漁港海岸 前網地区				石巻市前網浜	6.90	-	堤防		その他		
		鮫ノ浦漁港海岸 鮫ノ浦地区				石巻市鮫浦	9.10	-	堤防		農用地、その他		
		鮫ノ浦地区海岸				石巻市鮫浦字紅花蔓	4.50	護岸	護岸		農用地		
		大谷川海岸				石巻市谷川字川向	9.10	護岸、水門	護岸、堤防、水門		農用地、その他		
		谷川海岸				石巻市谷川字谷川浜	9.10	護岸、水門	護岸、堤防、水門		農用地、その他		
		谷川漁港海岸 谷川地区				石巻市谷川浜	9.10	護岸	堤防、胸壁		農用地、その他		
		泊(大原)漁港海岸 泊地区				石巻市泊浜	6.90	-	堤防		その他		
		山島海岸				石巻市山島	-	-	-		-		
		金華山港海岸 金華山港				石巻市金華山	2.60	護岸	護岸		商業地、その他		
		女川町				水	江の島漁港海岸 江の島地区	女川町江島字江島	6.60		-		胸壁

※凡例  
その他：道路、鉄道、水産関係用など